

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21月12月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第67号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の減額)</p> <p>第31条 職員が勤務しないときは、勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休日(勤務時間等条例第11条第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間等条例第10条に規定する年末年始の休日(勤務時間等条例第11条第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が<u>8時間</u>に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第31条 職員が勤務しないときは、<u>勤務時間等条例第9条の4第1項に規定する超勤代休時間</u>、勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休日(勤務時間等条例第11条第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間等条例第10条に規定する年末年始の休日(勤務時間等条例第11条第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が<u>7時間45分</u>に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤</p>

間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間等条例第9条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

6 前各項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定に基づき、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定に基づき、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において

「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、勤務時間等条例第5条の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が40時間に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

7 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、勤務時間等条例第5条の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第26条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>40時間</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>16時間から32時間</u>までの範囲内で、市町村教育委員会が定める。</p> <p>4 任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>32時間</u>までの範囲内で、市町村教育委員会が定める。</p> <p>5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第26条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>38時間45分</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>15時間30分から31時間</u>までの範囲内で、市町村教育委員会が定める。</p> <p>4 任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>31時間</u>までの範囲内で、市町村教育委員会が定める。</p> <p>5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p>

第26条の2 [略]

2 市町村教育委員会は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、短時間勤務職員については1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(週休日の振替等)

第26条の4 市町村教育委員会は、職員に第26条の2第1項又は前条の規定に基づき週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、県人事委員会規則の定めるところにより、第26条の2第2項又は前条の規定に基づき勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち県人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(第26条の2第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として県人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第26条の5 市町村教育委員会は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 [略]

第26条の2 [略]

2 市町村教育委員会は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、短時間勤務職員については1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(週休日の振替等)

第26条の4 市町村教育委員会は、職員に第26条の2第1項又は前条の規定に基づき週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、県人事委員会規則の定めるところにより、第26条の2第2項又は前条の規定に基づき勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち県人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第26条の5 市町村教育委員会は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、7時間45分を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 [略]

(超勤代休時間)

第26条の9 市町村教育委員会は、第27条の2第3項の規定により超過勤務手

(休日)

第26条の9 [略]

(休日の代休日)

第26条の10 市町村教育委員会は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第26条の2第2項、第26条の3又は第26条の4の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、県人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 [略]

(休暇)

第26条の11 [略]

(修学部分休業)

第26条の12 [略]

(給与の減額)

当を支給すべき学校栄養職員及び事務職員に対して、県人事委員会規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、県人事委員会規則で定める期間内にある第26条の2第2項、第26条の3又は第26条の4の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」といい、第26条の11第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定に基づき超勤代休時間を指定された学校栄養職員及び事務職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日)

第26条の10 [略]

(休日の代休日)

第26条の11 市町村教育委員会は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、県人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第26条の9第1項の規定に基づき超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 [略]

(休暇)

第26条の12 [略]

(修学部分休業)

第26条の13 [略]

(給与の減額)

第27条 職員が勤務しないときは、第26条の9に規定する祝日法による休日（第26条の10第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は第26条の9に規定する年末年始の休日（第26条の10第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことについて特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 [略]

（学校栄養職員及び事務職員の超過勤務手当）

第27条の2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた学校栄養職員及び事務職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で県人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で県人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第27条 職員が勤務しないときは、超勤代休時間、祝日法による休日（第26条の11第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は年末年始の休日（同項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことについて特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 [略]

（学校栄養職員及び事務職員の超過勤務手当）

第27条の2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた学校栄養職員及び事務職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で県人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で県人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超え

てした勤務（第26条の2第1項、第26条の3及び第26条の4の規定に基づく
週休日における勤務のうち県人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間
が1月について60時間を超えた学校栄養職員及び事務職員には、その60時間
を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適
用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第8項に規
定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌
日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤
務手当として支給する。

4 超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に学校栄養職
員及び事務職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤
務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の
支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第8項に規定する勤務
1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5
時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する県人事委員会
規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である
場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た
額の超過勤務手当を支給することを要しない。

5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間につい
て前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の
適用については、同項中「第1項に規定する県人事委員会規則で定める割合」
とあるのは、「100分の100」とする。

6 前各項の規定にかかわらず、第26条の4の規定に基づき、あらかじめ第26
条の2第2項又は第26条の3の規定に基づき割り振られた1週間の正規の
勤務時間（以下この項及び次項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」
という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正
規の勤務時間を超えて勤務した全時間（県人事委員会規則で定める時間を除
く。）に対して、勤務1時間につき、第8項に規定する勤務1時間当たりの

3 前2項の規定にかかわらず、第26条の4の規定に基づき、あらかじめ第26
条の2第2項又は第26条の3の規定に基づき割り振られた1週間の正規の
勤務時間（以下この項及び次項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」
という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正
規の勤務時間を超えて勤務した全時間（県人事委員会規則で定める時間を除
く。）に対して、勤務1時間につき、第5項に規定する勤務1時間当たりの

給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で県人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、第26条の4の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（県人事委員会規則で定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が40時間に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

5 第1項及び第3項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他県人事委員会規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を県人事委員会規則で定める時間で除して得た額とする。

（学校栄養職員及び事務職員の休日給）

第27条の3 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた学校栄養職員及び事務職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で県人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

附 則

1～21 [略]

22 平成20年4月から平成23年3月までの間における職員の給料月額（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第30号。以下この項において「平成18年改正給与等条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）は、第6条から第7条の2まで及び平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に

給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で県人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

7 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、第26条の4の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（県人事委員会規則で定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

8 第1項、第3項、第4項及び第6項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他県人事委員会規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を県人事委員会規則で定める時間で除して得た額とする。

（学校栄養職員及び事務職員の休日給）

第27条の3 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた学校栄養職員及び事務職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で県人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

附 則

1～21 [略]

22 平成20年4月から平成23年3月までの間における職員の給料月額（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第30号。以下この項において「平成18年改正給与等条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）は、第6条から第7条の2まで及び平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に

掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第4条に規定する給与（給料を除く。）の額、第21条の3に規定する給料の調整額、第27条の2第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条に規定する教職調整額の算出の基礎となる給料月額（平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）については第6条から第7条の2まで及び平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とし、職員の退職手当に関する条例（以下この項において「退職手当条例」という。）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第6条から第7条の2まで（平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員で、退職手当条例附則第26項ただし書の規定が適用されるもの）にあっては、第6条から第7条の2まで及び平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項まで）の規定に基づき定められる額とする。

[略]

23・24 [略]

掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第4条に規定する給与（給料を除く。）の額、第21条の3に規定する給料の調整額、第27条の2第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条に規定する教職調整額の算出の基礎となる給料月額（平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）については第6条から第7条の2まで及び平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とし、職員の退職手当に関する条例（以下この項において「退職手当条例」という。）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第6条から第7条の2まで（平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員で、退職手当条例附則第26項ただし書の規定が適用されるもの）にあっては、第6条から第7条の2まで及び平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項まで）の規定に基づき定められる額とする。

[略]

23・24 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>40時間</u>とする。</p>	<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>38時間45分</u>とする。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>

3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第4条の規定に基づき採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 [略]

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 [略]

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、短時間勤務職員については1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、試験研究に関する業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が40時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、4週間ごとの期間につき

3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第4条の規定に基づき採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 [略]

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 [略]

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、短時間勤務職員については1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、試験研究に関する業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、4週間ごとの期間に

当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、当該職員が再任用短時間勤務職員である場合にあっては前条第3項の規定に基づき定める時間となるように、任期付短時間勤務職員である場合にあっては同条第4項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定に基づき週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条の規定に基づき勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(第3条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 [略]

(船員の勤務時間等の特例)

第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり40時間(育児短時間勤務職員等には第2条第2項の規定に基づき定める時間、再任用短時間勤務

つき当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、当該職員が再任用短時間勤務職員である場合にあっては前条第3項の規定に基づき定める時間となるように、任期付短時間勤務職員である場合にあっては同条第4項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定に基づき週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条の規定に基づき勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、7時間45分を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 [略]

(船員の勤務時間等の特例)

第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分(育児短時間勤務職員等には同条第2項の規定に基づき定める時間、再任用短時間勤務

職員にあっては同条第3項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあっては同条第4項の規定に基づき定める時間)となるように定めることができる。

2・3 [略]

(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条の3 [略]

(休日の代休日)

第11条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定に基づき勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

務職員にあっては同条第3項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあっては同条第4項の規定に基づき定める時間)となるように定めることができる。

2・3 [略]

(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条の3 [略]

(超勤代休時間)

第9条の4 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)第32条第3項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定に基づき勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」といい、第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定に基づき超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日の代休日)

第11条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第9条の4第1項の規定に基づき超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

<p>2 [略] (介護休暇)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 介護休暇については、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)第31条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p>	<p>2 [略] (介護休暇)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 介護休暇については、一般職の職員の給与に関する条例第31条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に取り消されたものとみなし、当該職員から、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において、第2条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例及び第3条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に規定する勤務時間を基礎として任命権者が定める内容の同法第10条第2項に規定する育児短時間勤務をすることの承認の請求があったものとみなす。

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年岩手県条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第19条の2 教員特殊業務手当は、県立の中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに、支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第19条の2 教員特殊業務手当は、県立の中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに、支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

<p>(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの</p> <p>2 [略]</p>	<p>(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間<u>若しくは3時間45分</u>である日に行うもの</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間<u>若しくは3時間45分</u>である日に行うもの</p> <p>2 [略]</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 職員の育児休業等に関する条例(平成4年岩手県条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児短時間勤務の形態)</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</p> <p>(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。)第3条第3項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日(同条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように、かつ、人事委員会規則で定めるところにより勤務すること。</p> <p>(2) 勤務時間等条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態(ウに掲げる勤務の形態については、船舶に乗り組む職員に限る。)(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、</p>	<p>(育児短時間勤務の形態)</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</p> <p>(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。)第3条第3項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日(同条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように、かつ、人事委員会規則で定めるところにより勤務すること。</p> <p>(2) 勤務時間等条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態(ウに掲げる勤務の形態については、船舶に乗り組む職員に限る。)(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、</p>

<p>1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)</p> <p>ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。</p> <p>イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。</p> <p>ウ 52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。</p>	<p>1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)</p> <p>ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。</p> <p>イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。</p> <p>ウ 52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(第1号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の場合における第1号任期付研究員については、月曜日から金曜日までの5日間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。）に従った週休日（勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。）以外の日）において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間等条例第3</p>	<p>(第1号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の場合における第1号任期付研究員については、月曜日から金曜日までの5日間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。）に従った週休日（勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。）以外の日）において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間等条例第3</p>

条第2項の規定により1日につき8時間の勤務時間（育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間）を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。

3・4 [略]

5 勤務時間等条例第3条第2項及び第3項、第4条、第5条、第8条、第9条並びに第11条の規定は、第2項の第1号任期付研究員には、適用しない。

条第2項の規定により1日につき7時間45分の勤務時間（育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間）を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。

3・4 [略]

5 勤務時間等条例第3条第2項及び第3項、第4条、第5条、第8条、第9条、第9条の4並びに第11条の規定は、第2項の第1号任期付研究員には、適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

6 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 平成20年4月から平成23年3月までの間における特定任期付職員の給料月額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、同条第4項に規定する特定任期付職員業績手当の額、給与条例第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、給与条例第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額、給与等条例第4条に規定する給与（給料を除く。）の額、給与等条例<u>第27条の2</u>第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額及び職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第7条の規定に基づき定められる額とする。</p> <p>[略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 平成20年4月から平成23年3月までの間における特定任期付職員の給料月額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、同条第4項に規定する特定任期付職員業績手当の額、給与条例第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、給与条例第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額、給与等条例第4条に規定する給与（給料を除く。）の額、給与等条例<u>第27条の2</u>第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額及び職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第7条の規定に基づき定められる額とする。</p> <p>[略]</p>

5 [略]

5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

7 職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(承認等)</p> <p>第2条 修学部分休業の承認は、<u>1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、</u> 職員の修学のため必要とされる時間について、<u>30分</u>を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(承認等)</p> <p>第2条 修学部分休業の承認は、<u>当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の</u> <u>2分の1</u>を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、<u>5分</u>を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 施行日以後において前項の規定による改正後の職員の修学部分休業に関する条例（以下「改正後の修学部分休業条例」という。）第2条第1項に規定する修学部分休業をするため、同項の承認を受けようとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該承認を申請することができる。

9 この条例の施行の際現に附則第7項の規定による改正前の職員の修学部分休業に関する条例第2条第1項に規定する修学部分休業をしている職員に係る当該修学部分休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該修学部分休業の期間の末日までの間において任命権者が当該職員の意見を聴き定めた内容の改正後の修学部分休業条例第2条第1項に規定する修学部分休業をすることの承認があったものとみなす。